

施策目標個票

(国土交通省28-⑧)

施策目標	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を推進することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない (判断根拠) 業績指標28については目標達成に向けて順調に推移しているが、業績指標25、26、27、29については、着実に進捗している指標もあるものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度においては目標値を下回ることが予想され、必ずしも目標達成に向けた成果を示していない。
	施策の分析	業績指標28については目標達成に向けて順調に推移しており、各都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が進んでいると評価できる。また、その他の業績指標についても実績値は伸びているが、目標達成のために一層の取り組みが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	業績指標の中には目標に向けた成果が必ずしも十分に出ていないものも見られ、良好な水環境・水辺空間の形成等、引き続き本業績指標・施策目標に基づく施策の推進に継続的に取り組んでいく。目標年度を平成28年度に迎えた業績指標25については、新たに目標年度を設定し、達成を目指す。

		初期値	実績値					評価	目標値	
		22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		28年度	
業績指標	25 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約33%	-	-	-	44%	43%	B	約50%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
		26 下水汚泥エネルギー化率	約15%	-	-	-	16%		集計中	B
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
	27 汚水処理人口普及率		約89%	-	約89%	約89%	約90%	約90%	B	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
		28 持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率	約2%	-	-	約2%	約19%	約62%		A
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
	29 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちがいったいになった取組を実施した市町村の割合		25%	-	-	-	29%	33%	A	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
		参考指標	参8 特に重要な水系における湿地の再生の割合	約4.8割	-	-	約4.8割	約5.2割		約5.8割
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	-		
参9 広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置および方針・目標の決定	38%			-	-	38%	54%	62%		100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
	参10 良好な水環境創出のための高度処理実施率	約41%	-	約41%	約44%	約46%	集計中			約60%
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-				

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	26,794	26,457	26,198	26,288	
		補正予算(b)	0	0	2,105	—	
		前年度繰越等(c)	11,089	9,092	9,092	—	
		合計(a+b+c)	37,883	35,549	37,395	26,288	
			<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)	28,547	26,046				
	翌年度繰越額(百万円)	9,092	9,092				
不用額(百万円)	243	410					

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(26年度:19,964億円、27年度:19,966億円、28年度:19,986億円、29年度:19,997億円)の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成29年6月23日)
-----------------	------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	作成責任者名	下水道事業課長 加藤 裕之	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-------------------------	--------	------------------	----------	---------

業績指標 25

生物多様性確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

評 価	
B	目標値：約 50%（平成 32 年度） 実績値：約 43%（平成 28 年度） 初期値：約 33%（平成 22 年度）

（指標の定義）

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合

分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数

分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数

（目標設定の考え方・根拠）

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成 32 年度末までには 50%が達成されることを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体(市区町村) (緑の基本計画の策定主体)

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)
- ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）
- ・生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月 28 日)第 3 部第 1 章第 7 節 2 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定

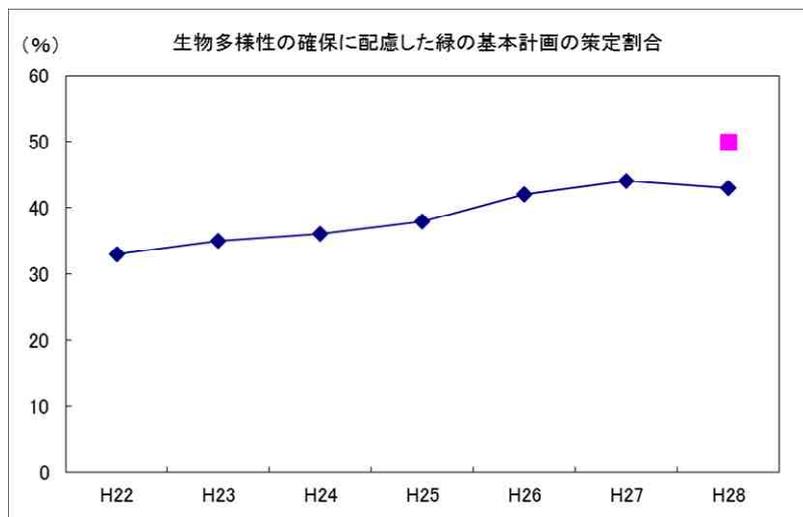
【閣決（重点）】

なし

【その他】

国土交通省都市局において平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定したことを踏まえ、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握する指標の例示等、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行う。

過去の実績値				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
約 36%	約 38%	約 42%	約 44%	約 43%



主な事務事業等の概要

平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定した。また、平成 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定したことを踏まえ、平成 28 年 11 月には素案に改良を加え、地方公共団体において、都市における生物多様性の取組状況をより簡便に把握・評価し、将来の施策立案や普及等に活用することを目的とした「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定した。今後も、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値の分母及び分子のリアル実数を記載

過去の実績値の進捗（H22;約 33%、H23;約 35%、H24;約 36%、H25;約 38%）から、目標に向かって推移しており、目標期限である平成 32 年度には目標値の達成が可能であると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」や「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」の普及に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり過去の実績値の進捗から今後も着実に実績値の増加が見込まれており、目標年度に目標達成するため、今後も引き続き「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」や「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」の普及をさらに行う。

以上より、B と判断した。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課緑地環境室（室長 町田 誠）

関係課： 該当なし

業績指標 26
下水汚泥エネルギー化率*

評 価	目標値：約30%（平成32年度） 実績値：集計中（平成28年度） 約16%（平成27年度） 初期値：約15%（平成25年度）
B	

（指標の定義）

- 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合
 （分母）下水汚泥中の有機物
 （分子）消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物

（目標設定の考え方・根拠）

- 今後、現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込んで、下水汚泥のエネルギー化率が平成32年度に約30%まで進展することを目標とする。

（外部要因）

- 技術開発の動向、資源価格の高騰

（他の関係主体）

- 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。」

【閣議決定】

- エネルギー基本計画（平成26年4月10日）「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」（第2章第2節1.（1））

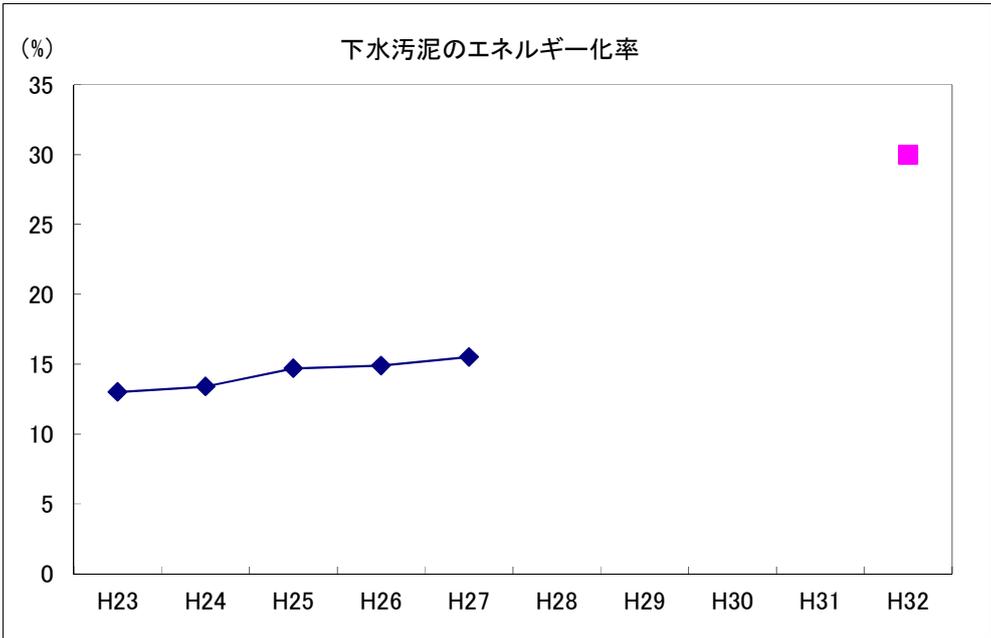
【閣決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「下水汚泥エネルギー化率 平成25年度 約15% → 平成32年度 約30%」（第2章第2節3-4）

【その他】

- なし

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
約13%	約15%	約15%	約16%	集計中



主な事務事業等の概要

○ 下水汚泥のエネルギー利用 (◎)

- ・ 下水汚泥のエネルギー利用を促進するため、地方公共団体が行う汚泥のエネルギー化施設の整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9, 018 億円の内数 (平成27年度国費予算ベース)

社会資本整備総合交付金予算額 8, 983 億円の内数 (平成28年度国費予算ベース)

下水道事業関連予算額 54 億円の内数 (平成27年度国費予算ベース)

下水道事業関連予算額 54 億円の内数 (平成28年度国費予算ベース)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度の実績値は25年度から横ばいであったが、27年度の実績値は26年度よりも1%増加した。平成28年度の実績値は集計中である。平成24年度以降の固定価格買取制度 (FIT) の活用等により、平成28年度には21カ所で消化ガス発電及び固形燃料化が稼働しているなど、エネルギー化施設数は近年増加傾向にあり、今後の実績値の上昇が見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 平成27年5月の下水道法改正において、下水道管理者に対し、発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務を規定し、下水汚泥のエネルギー化・肥料化に関する下水道管理者の取組を促進した。
- ・ 平成23年度以降、「下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト)」により、下水道における創エネ対策に係る革新的技術を実証し、下水汚泥のエネルギー化を推進した。
- ・ 平成26年度以降、下水汚泥固形燃料のJIS規格を制定し、品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進した。
- ・ 平成29年3月には、既存の下水処理場における地域バイオマス利活用技術や導入検討方法、事業性評価についてとりまとめた「下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル」を策定し、エネルギー化向上に向けた地域バイオマスの効率的な集約・利活用を推進した。
- ・ 平成26年度予算概算要求に係る政策アセスメントの事後評価について、平成28年度政策チェックアップ評価にて実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 実績値が平成25年度からほぼ横ばいで推移している現状だが、今後の実績値の上昇が見込まれることからBと評価した。
- ・ B-DASHプロジェクトを含む新技術の開発及び導入を推進する。
- ・ 平成27年の下水道法改正における努力義務を受けて、施設の改築・更新にあわせた創エネ技術の導入について自治体に促す。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 (課長 住本 靖)

業績指標 27

汚水処理人口普及率*

評価

B

目標値：約96%（平成32年度）
 実績値：約90%（平成28年度）※
 約90%（平成27年度）※
 初期値：約89%（平成25年度）※
 ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

(指標の定義)

汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口の割合

(分母) 総人口

(分子) 汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口

(目標設定の考え方・根拠)

将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を平成32年度までに約96%まで向上させることを目標として設定。

(外部要因)

技術開発の動向等

(他の関係主体)

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

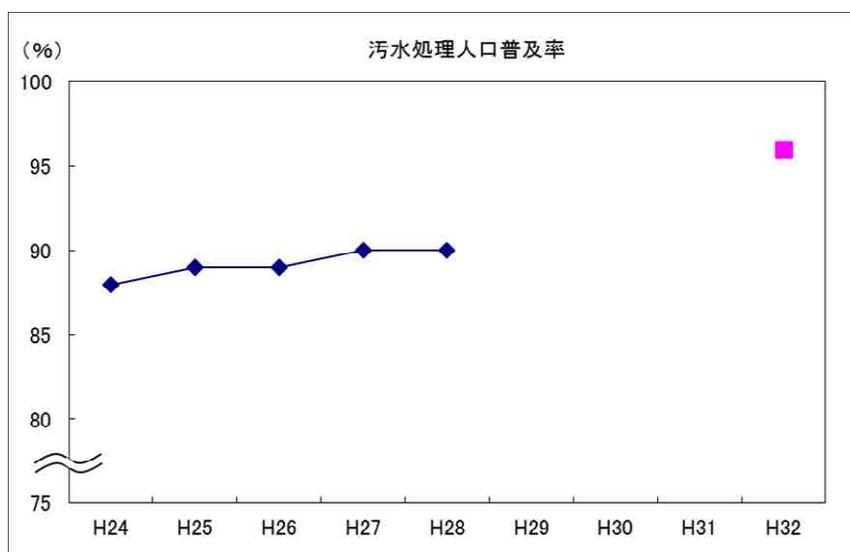
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	H28
約88%※	約89%※	約89%※	約90%※	約90%※	約90%※

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値



主な事務事業等の概要

○汚水処理施設の整備（◎）

- ・効率的な汚水処理施設整備をすすめるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
- ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9,018億円の内数（平成27年度国費予算ベース）

社会資本整備総合交付金予算額 8,983億円の内数（平成28年度国費予算ベース）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・汚水処理人口普及率の平成28年度の実績値は約90.4%※である。前年度から約0.5%上昇しており、平成8年の調査以来初めて90%を超えた。
- ・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、汚水処理人口普及率が全国平均を超えているのは、17都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は78.3%※（平成28年度末時点）にとどまっている。
※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値である。

（事務事業等の実施状況）

- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出。併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を公表し、都道府県構想※の徹底した見直しと10年概成に向けたアクションプランの策定を要請した。
※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業務指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値の達成は難しいと考えられるため、Bと評価した。
- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出。併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を公表し、都道府県構想※の徹底した見直しと10年概成に向けたアクションプランの策定を要請しているが、地方公共団体の厳しい財政事情等のため、汚水処理整備が進みにくい状況がある。
- ・引き続き、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。
- ・平成28年度末を市町村のアクションプラン策定の期限としていたことから、内容を精査し10年概成が難しいと思われる地方公共団体に個別ヒアリングを行うなど、未普及解消に向けた施策の検討を進める。
※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 加藤裕之）

関係課：

業績指標 28

持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率

評価

A	目標値：100%（平成32年度） 実績値：約19%（平成27年度） 約62%（平成28年度） 初期値：約2%（平成26年度）
---	---

(指標の定義)

都道府県構想が策定されている都道府県数の割合

(分母) 全都道府県数

(分子) より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための構想が策定されている都道府県数

(目標設定の考え方・根拠)

平成32年度までに全都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

- ・ 環境省（浄化槽事業を所管）
- ・ 農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・ 地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

・ なし

【閣議決定】

なし

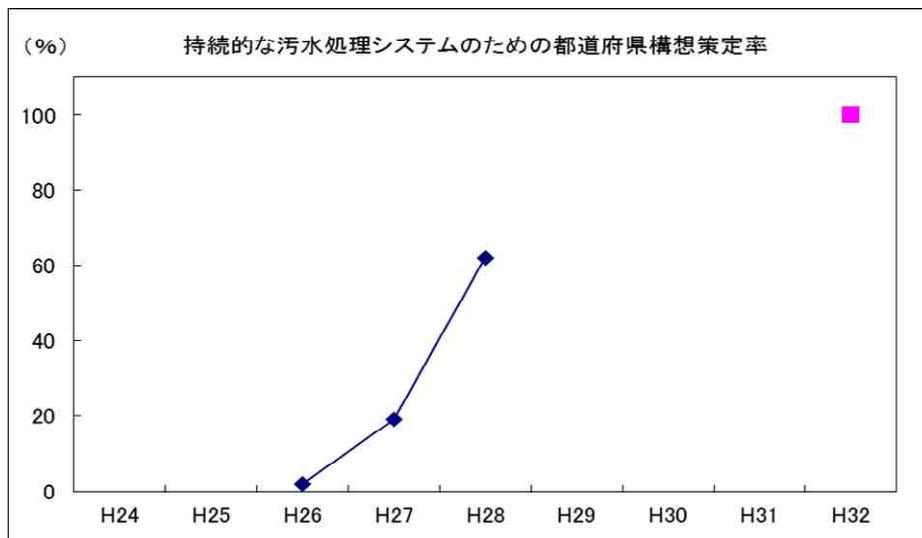
【閣決（重点）】

・ 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
—	—	約2%	約19%	約62%



主な事務事業等の概要

○都道府県構想の策定・見直しの促進（◎）

・人口減少等を踏まえた持続的な汚水処理システム構築（生活排水処理に係る下水道は、人口減少等に対応し、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設との適切な役割分担の下、効率的な整備を実施。また、時間軸の概念に基づき既存ストックの活用や施設の統廃合、汚泥の利活用など段階的に効率的な管理運営を推進）

・都道府県構想の策定・見直しを促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9,018億円の内数（平成27年度国費予算ベース）

社会資本整備総合交付金予算額 8,983億円の内数（平成28年度国費予算ベース）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率の平成28年度の実績値は約62%となり、前年度から約43%上昇し、順調である。

（事務事業等の実施状況）

・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し。併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を公表し、都道府県構想※の徹底した見直しと10年概成に向けたアクションプランの策定を要請した。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業務指標については、策定・見直しの進捗が見られ、順調に推移しているためAと評価した。

・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し。併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を公表し、都道府県構想※の徹底した見直しと10年概成に向けたアクションプランの策定を要請した。

・平成28年度末を市町村のアクションプラン策定の期限としていたことから、その内容をもとに、持続的な汚水処理システムのための都道府県構想※の策定・見直しを推進する。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 加藤裕之）

関係課：

業績指標 29

水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合*

評価	
A	目標値：50%（平成 32 年度） 実績値：29%（平成 27 年度） 33%（平成 28 年度） 初期値：25%（平成 26 年度）

（指標の定義）

河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合
 水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合 = ① / ②

- ① 水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数
- ② 河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数

（目標設定の考え方・根拠）

地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

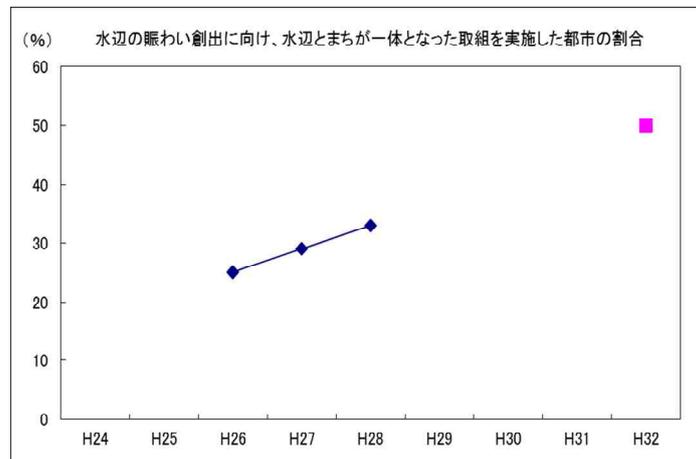
- ・観光立国推進基本計画（平成 29 年 3 月 28 日）「観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する」「治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援することで、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出する、「かわまちづくり」を推進する。」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

過去の実績値				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
		25%	29%	33%



主な事務事業等の概要

○かわまちづくりの推進 (◎)

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出するため、かわまちづくり計画の登録を進めるとともに、かわまちづくり計画に基づく河川空間の整備及びその利活用を推進。

治水事業等関係費（河川関係） 6, 7 5 9 億円の内数（平成 2 7 年度 事業費）

6, 7 6 4 億円の内数（平成 2 8 年度 事業費）

社会資本整備総合交付金 9, 0 1 8 億円の内数（平成 2 7 年度 国費）

8, 9 8 3 億円の内数（平成 2 8 年度 国費）

防災・安全交付金 1 0, 9 4 7 億円の内数（平成 2 7 年度 国費）

1 1, 0 0 2 億円の内数（平成 2 8 年度 国費）

○水辺空間のオープン化等の推進 (◎)

- ・ミズベリングの開催や河川敷地占用許可準則第 2 2 の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に向けた協議会の開催等を通じ、水辺空間のオープン化等を推進。

(注)◎を付した施設項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合」については、H 2 6 の実績：25%、H 2 7 の実績：29%、H 2 8 の実績：33%と着実に上昇している。

(事務事業等の実施状況)

- ・かわまちづくり計画の登録件数は、平成 28 年度末時点で 169 箇所增加到り、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。
- ・ミズベリングは、平成 28 年度末時点で 50 件以上が開催されている。
- ・河川敷地占用許可準則第 2 2 の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に取り組んでおり、平成 28 年度末時点で 46 件を指定している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・かわまちづくり計画の登録件数やミズベリングの開催、都市・地域再生等利用区域の指定も年々増えており、今後も引き続き関係機関等との連携により新たな水辺の賑わい創出に向けた取組を推進することとし、A 評価とした。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 河川環境課

関係課： 水管理・国土保全局 水政課、治水課